

構造計算適合性判定対象建築物

時刻歴応答解析

ルート2以上の構造計算(時刻歴応答解析を除く)

ルート2以上の構造計算(時刻歴応答解析を除く)

大臣認定

確認+適判

確認のみ

確認+適判

確認のみ

確認+適判

確認のみ

確認+適判

確認のみ

確認+適判

確認のみ

確認+適判

確認のみ

確認+適判

確認のみ

確認+適判

確認のみ

大臣認定を受けたものは、適合性判定の必要はない。

START
確認が必要な建築物

YES
高さ60mを超える
法第20条第1号

NO
木造で階数3以上または述べ面積500㎡を超える
木造以外で階数2以上または述べ面積200㎡を超える
法第6条第1項第2号、第3号
(法第20条第2号)

構造計算が必要

YES

NO

木造

高さ13mまたは軒の高さが9mを超える

YES

NO

S造

地階を除く階数が4以上

YES

NO

RC造
SRC造

高さ20mを超える

YES

NO

RC造+SRC造
(併用構造)

高さ20mを超える

YES

NO

木造、組積造、補強コンクリートブロック造、S造の内2以上の併用構造
または、これらの内1以上の構造とRC造もしくはSRC造とを併用するもの

組積造
補強コンクリートブロック造

地階を除く階数が4以上

YES

NO

高さ13mまたは軒の高さが9mを超える

YES

NO

高さ20mを超える

YES

NO

地階を除く階数が4以上または高さ13mまたは軒の高さが9mを超える

YES

NO

地階を除く階数が4以上

YES

NO

◆以下のいずれかに該当
1. 架構を構成する柱の相互の間隔が6m(2階建て以下で、偏心率が0.15以下であること等の条件に適合するものは12m以下)を超えるもの(第1号ロ)
2. 述べ面積が500㎡(平屋建ての場合は3000㎡)を超えるもの(第1号ロ)
3. 地震力の標準せん断力係数を0.3に割り増した許容応力度計算で安全が確かめられたもの以外のもの(第1号イ、ロ)
4. 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないと確かめられたもの以外のもの(第1号イ、ロ)

◆以下のいずれかに該当
5. 地上部分の各階の耐力壁等の水平断面積が一定量未満のもの(第2号イ)
6. 地震力によって構造耐力上主要な部分に生じるせん断力として一定の設計用せん断力を用いて許容応力度計算をした場合に安全が確かめられたもの以外のもの(第2号ロ)

◆以下のいずれかに該当
7. 延べ面積が500㎡を超える(第3号ハ)
8. S造の部分について架構を構成する柱の相互の間隔が6mを超え、または、上記3、4の条件に該当するもの(第3号ニ)
9. RC造、SRC造の部分で地上部分の各階の耐力壁と構造耐力上主要な部分である柱、耐力壁以外のRC(SRC)壁の断面積が一定量未満のもの(第3号ホ)
◆木造とRC造の構造を併用する建築物で以下のいずれかに該当
10. 1階部分をRC造で2階以上を木造としたもの以外のもの(第4号イ)
11. 地上部分について地震力によって生じる層間変形角が、1/200を超えるもの(第4号ニ)
12. 地上部分について2階以上の各階の剛性率が6/10未満、または各階の偏心率が15/100を超えるもの地震力によって生じRC造、SRC造の部分が地上部分の各階の耐力壁と構造耐力上主要な部分である柱、耐力壁以外のRC(SRC)壁の断面積が一定の式に適合しない(第4号ホ)
13. 1階及び2階以上の部分について一定の構造計算を行ったもの以外のもの(第4号ヘ、ト)

デッキプレート版または軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む)が構造計算適合性判定の対象建築物に該当するもの(第5、6号)

屋根版以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む)が構造計算適合性判定の対象建築物に該当するもの(第7号)

◆以下のいずれかに該当するもの(第8号)
14. 骨組等で囲まれる膜面の部分の面積が300㎡を超えるもの
15. 支店間距離が4mを超えるもの
16. 屋根の形式が切妻屋根面等でないもの
17. 骨組の構造が構造計算適合性判定の対象建築物に該当するもの

適判告示

大臣認定プログラムを使用、またはルート2以上の構造計算を行う

YES

NO

大臣認定プログラムを使用、またはルート2以上の構造計算を行う

YES

NO

大臣認定プログラムを使用、またはルート2以上の構造計算を行う

YES

NO

大臣認定プログラムを使用、またはルート2以上の構造計算を行う

YES

NO

大臣認定プログラムを使用、またはルート2以上の構造計算を行う

YES

NO

大臣認定プログラムを使用、またはルート2以上の構造計算を行う

YES

NO

主な構造計算方法

- 時刻歴応答解析 (高さ60mを超える建築物)
- 限界耐力計算 (高さ31mを超え60m未満の建築物)
- 保有水平耐力計算(ルート3) (高さ31mを超え60m未満の建築物)
- 許容応力度等計算(ルート2) (高さ31m以下の建築物)
- 許容応力度計算(ルート1) (法で名称の定め無し)

令第81条

規模等の要件で定めた構造計算の他、上位の計算による構造方法とすることもできる。